

## 【令和4年8月15日改正の経営事項審査について】

令和4年8月15日から、経営事項審査の基準が次のとおり改正されました。

### 1 改正内容

(1) 技術職員名簿の講習受講欄を「1（評価対象）」とするための要件（手引きP24）

下記ア～ウの要件を全て満たしている場合、評価対象とされているところですが、ウについて加点可能な期間が「講習を受講した日から5年間」から「講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年間」に変わりました。

ア 建設業法第15条第2号イに該当する者であること（経営事項審査で1級国家資格者として評価される者）。

イ 監理技術者資格者証の交付を受けていること。

ウ 審査基準日が監理技術者講習（建設業法第26条の5から7までの規定による）を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していないこと。

### 2 再審査について

今回の改正に係る再審査を受付します。

受付期間は、令和4年12月12日までです。

※ 詳細は別添を御確認ください。

## 経営事項審査の基準改正に伴う再審査の取扱いについて

### 1 再審査について

#### (1) 申立期間

令和4年12月12日まで ※**監理課必着**

#### (2) 対象者

再審査の申立てをする日の1年7ヵ月前の日以降の審査基準日に係る経営事項審査の結果について、再審査を申し立てることができます。

なお、再審査は改正に係る事項に限り行うため、対象となるのは「**技術職員名簿**」のみです。

今回の再審査の申立ては、義務ではありません。再審査の申立てをしない場合は、交付済みの経営事項審査結果通知書が有効となります。ただし、発注機関によっては、入札参加資格審査で再審査後の経営事項審査結果通知書の提出が求められる場合がありますので、各発注機関(市町村等)に御確認ください。

※ 青森県有資格建設業者名簿に登載されている方が再審査を受けた場合でも、等級及び総合点の変更は行いません。

現在(令和4年7月1日から令和5年6月30日まで)受付を行っている「随時の資格審査」、令和5年2月10日から令和5年3月9日に受付を行う「再度の資格審査」においては、再審査後の結果の提出も可能とします。

#### (3) 手数料

無料です。

#### (4) 受付方法

郵送により、受け付けます。

### 2 再審査の流れ

- (1) (公財)青森県建設技術センターに、技術職員名簿の事前確認申請(郵送)をしてください。
- (2) 監理課へ提出書類(申立書、確認書類及び返信用封筒)を郵送してください。
- (3) 監理課で改正部分に係る項目の審査をした後、結果通知書が送付されます。

### 3 提出書類

様式掲載場所(青森県建設業ポータルサイト「経営事項審査－申請書様式等ダウンロード」)

#### (1) 技術職員名簿等事前確認((公財)青森県建設技術センターへ送付するもの)

項目		補足説明
事前確認願		左上に「再審査」と朱書きしてください。
技術職員名簿(2部) (電算用紙 20005 帳票)		・「講習受講」欄のみ修正してください。 ・掲載済みの技術職員の人数、業種コード、有資格区分コード等に変更しないでください。
確認書類 写し	直近の経営事項審査で提出した技術職員名簿	(公財)青森県建設技術センターの收受印が押印されているもの
	監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証	手引きP24
返信用封筒		120円切手を貼付したもの
【宛先】〒030-0822 青森市中央3丁目21-9 (公財)青森県建設技術センター 電話:017-718-4181(直通)		

(2) 再審査申立て(青森県県土整備部監理課建設業振興グループに送付するもの)

項目	補足説明								
<p>申立書 2部 (正本：1部 副本 申立者控：1部)</p> <p>経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書 (電算用紙 20001 帳票)</p>	<p>・「経営規模等評価申請書」及び「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。」を二重線で消してください。</p> <div data-bbox="566 414 1428 705" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>様式第二十五号の十四 (第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係)</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">消す</div> <span style="font-size: 2em;">→</span> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> <del>経営規模等評価申請書</del>  <del>経営規模等評価再審査申立書</del>  <del>総合評定値請求書</del> </div> </div> <p><del>建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。</del>  <del>建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。</del>  <del>建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。</del></p> <p>・項番05「申請等の区分」は「4」を記入してください。</p> <p>・直近の経営事項審査申請時以降に、許可情報(項番02、08～14)を変更した場合は、最新の情報を記入してください。</p> <p>・項番04、15～62は、直近の経営事項審査申請書と同じ内容を記入してください。</p> <p>・申請書2枚目下部の「再審査を求める事項等」を記載してください。</p> <table border="1" data-bbox="558 1137 1420 1294" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">審査結果の通知番号</td> <td style="text-align: center;">審査結果の通知の年月日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 (空欄) 号</td> <td style="text-align: center;">令和〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再審査を求める事項</td> <td style="text-align: center;">再審査を求める理由</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年8月15日施行の改正に係る事項</td> <td style="text-align: center;">制度改正のため</td> </tr> </table> <p>※「審査結果の通知番号」は記載不要です。          ※「審査結果の通知の年月日」の欄には、直近の結果通知書(旧結果通知書)の通知年月日を記入してください。          ※行政書士が代理申請する場合は、行政書士の職印を押印してください。</p>	審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日	第 (空欄) 号	令和〇年〇〇月〇〇日	再審査を求める事項	再審査を求める理由	令和4年8月15日施行の改正に係る事項	制度改正のため
審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日								
第 (空欄) 号	令和〇年〇〇月〇〇日								
再審査を求める事項	再審査を求める理由								
令和4年8月15日施行の改正に係る事項	制度改正のため								
<p>技術職員名簿(原本) (電算用紙 20005 帳票)</p>	<p>(公財)青森県建設技術センターの收受印が押印されているもの</p>								
<p>確認書類(写し)</p>	<p>直近の経営事項審査結果通知書(旧結果通知書)</p> <p>直近の経営事項審査申請書の副本</p> <p>申請書副本全ページの写しを提出してください。</p> <p>許可変更届</p> <p>直近の経営事項審査申請以降に、許可情報(項番02、07～14)を変更した場合は、提出してください。</p>								

返信用封筒	140円切手を貼付したもの ※切手の金額が不足する場合は、「受取人払」で返送します。
委任状(任意様式)	行政書士が代理申請する場合は、添付してください。
【宛先】〒030-8570 青森市長島1丁目1-1 県土整備部監理課建設業振興グループ	

【問合せ先】

青森県 県土整備部

監理課 建設業振興グループ

電 話 017-734-9640(直通)